

第48回 地方分権改革有識者会議
第133回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時: 令和4年2月28日(月) 13:00~14:37

場所: 地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館8階)

出席者:

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長(司会)、市川晃議員、木野隆之議員、後藤春彦議員、勢一智子議員、三木正夫議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、伊藤正次構成員、磯部哲議員、大橋洋一構成員、勢一智子構成員

(勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務)

〔政府〕赤池誠章内閣府副大臣、井上裕之内閣府審議官、寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長、吉添圭介内閣府地方分権改革推進室参事官

議題:

- (1) 計画策定等における地方分権改革の推進に向けて
 - (2) 令和4年の提案募集方式の実施について
 - (3) その他
-

1 議事1「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」について、勢一智子議員から説明があり、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(勢一議員) 昨年11月12日に行われた地方分権改革有識者会議において、計画策定等についてさらなる検討が必要という御議論も踏まえ、「計画策定等に関するワーキンググループ」が、有識者会議下で開催された。

地方公共団体に対し一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方について、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を行うことを目的として、昨年11月から計4回開催し検討を行ったので、御報告申し上げます。

なお、このワーキンググループでは、幅広い分野で御活躍の先生方に御参加いただき、大変熱心に御議論をいただいたことを申し添える。

主な内容について御説明させていただきます。

資料1-1、1ページの左側は、今回、計画策定等の在り方を検討する上で、これまでの地方分権改革の主な経緯である。平成20年の第2次勧告では、義務付け、枠付け規定の全体像を整理した上で、存置してよいかどうかのメルクマールを設けている。平成21年の第3次勧告においては、さらに計画等の策定の義務付け、内容の義務付け等について見直しがされている。この勧告を受けて、第1次及び第2次の地方分権一括法等で義務規定の廃止や努力義務化等の措置が講じられている。

昨年2月の有識者会議において、第3次勧告以降、ここ10年間で計画等の策定に関す

る法律の条項数が約1.5倍に増加していることが報告され、令和3年の提案募集に「計画策定等」が重点募集テーマとして設定された。

また、右側のグラフのとおり、法律の条項数の増加について、努力義務及びできる規定が大幅に増えていることが御確認いただける。

続いて、11月12日の有識者会議において「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（案）」及び「計画策定等に関するワーキンググループ」の開催が決定された。

この会議では、右側の逆三角形の図のとおり、各府省の業務は、都道府県では部に、市町村では課に相当する組織において担われており、新たに一定の方式による計画策定等を求める手法を用いた国の働きかけは、言わば逆三角形の構造で、現場の負担を増すことになっていると御指摘いただいた。

12月21日には、地方公共団体に対し、一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方について、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行うことが対応方針に明記され閣議決定されている。

そして、この2月の計画策定等ワーキンググループにおいて取りまとめを行った。

2ページは、今回の取りまとめの主な内容であり、大きく2つある。まず、左側は「令和4年提案募集における見直しの考え方」について「計画等の策定そのものの廃止等」として5つの視点、「計画等の内容及び手続の見直し」として6つの視点を示しており、以上の視点で地方からの提案を募集し、各府省にも同様の見直しを要請すべきとさせていただいた。

関連して、資料1-3の24ページに、今回の報告書の一つのポイントを記載している。内閣府においては、各府省に対し、それぞれが所管する計画等に関して、地方の自主性・自立性を高める観点からも同様の見直しを要請すべきであり、有識者会議としても、内閣府に対して提言すべきであると考えている。

なお、提案募集に当たっては、この視点に基づいた提案に限定するものではなく、対象をできる限り広く捉え、さらには、法令等の位置づけにかかわらず、全ての計画を対象とすべきとさせていただいた。令和3年の提案募集では、計画策定関係について29件の御提案があったが、令和4年の提案募集では、地方公共団体から、より積極的な御提案をいただけるよう期待したい。そのためにも、事務局においては、地方公共団体に対してできるだけ分かりやすい資料をお示しいただきたい。

資料1-1の2ページの右側では、「計画策定等における基本的な考え方」として、今後、政府の方針として定めるべき基本原則を大きく2つ掲げさせていただいている。

あわせて、この基本原則の下で、各府省が留意すべき事項として、6つの項目を挙げさせていただいている。

取りまとめの最後として、次回の提案募集の内容の分析・検討等を進め、計画策定等における基本原則及び留意事項のさらなる検討を進めるべきとしている。

以上、御報告とさせていただく。御検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

(湯崎議員) 今般の取りまとめに、心から感謝を申し上げる。

知事会でもこの計画や条項が非常に増えている、負担になっていると、強い問題意識を持っており、それに対応する考えとして、このようにまとめていただいたことは、大変ありがたい。

勢一議員に、12月本県で御講演いただいた際、事務方から計画策定の実情を聞いていただき御礼を申し上げる。今国会においても、地方に計画を課す法案が提出されている。例えば、農水省所管の法律では、地方が計画を策定して国が同意をするというもの、また、事業者に計画をつくってもらって、それを事業者がつくる場合には都道府県が認定しなければならないといったもの、などがある。今般の報告書について、知事会として修文を求めるものではないが、各省にはぜひこの報告書の精神に基づき、自制を求めていきたい。地方自治法で、この法律の事前提供制度はあるが、照会期間が2～3日と非常に短く、意見を出しても正直反映されることがない。内閣府でチェックをしっかりとお願いしたい。

その上で、計画を策定しなければいけないという、我々地方側の意見を委員の皆様にもお知りおきいただきたいと思う。この報告書の中にも触れられているが、そもそも、なぜ地方に計画策定を求めるのかという根本の問題がある。国の政策として実行したいということであれば、国の政策目的として行うわけであり、国の地方機関が実施すべきという根本論があると思う。

一方で、これも報告書で触れられているが、地方側も国が勝手にやらないでと言った経緯もあり、他方で、やはり都道府県とか市町村に国のこの施策を実行させるのが、国から見て便利だと、自分が手を動かしてやるよりも、都道府県や市町村にやらせたほうが簡単だと安易な考えもあるのではないかと思う。

どうしても地方に計画の策定を求めるのなら、なぜそれが義務になるのか、なぜ都道府県とか市町村がやらなければいけないのか、あるいはなぜ努力義務なのか、任意なのか。国としても明らかにした上で必要なものは、基本的には法定受託事務とすべきではないか。策定に要する経費、これは委託金や国庫負担金になると思うが、交付をしっかりとすべきではないか。これは更新をしなければいけない計画というものもあり、そういったものも当然、しっかりと事務負担に対する対応をしていただきたい。

また、議員立法については特にチェックが必要である。ドイツでは上院が地方機関の代表で構成され、州に関連する連邦法案を上院がしっかりと議論するが、日本では地方側がその地方に関連する法案に対する意見を述べる場がない。これは知事会からもいろいろと要望を出している。国と地方の協議の場の分科会で、率直に意見交換をする場、あるいは、インフォーマルな共同して政策形成の議論ができる場の設置を働きかけていただきたい。

そもそも、国と地方の役割分担が曖昧なのではないか。逆三角形の図のとおり、地方

は国の事務で手一杯というのが実態である。例えば、我々広島県において、一般財源ベースの歳出予算約7,600億円のうち、87%は国の法令の関与がある経費である。それについては計画を通じて、あるいは補助金要綱などを通じて、一つ一つ箸の上げ下ろしの指示があり、県独自で使える経費は、7,600億円のうち878億円しかない。さらにこの中から公共事業費や私学振興費などを出している状況である。

本当にそういう意味で、国のコントロールを多く受けており、地方自治の専門外から知事となった自身としては、本当に手足を縛られている実感がある。地方制度調査会においても、国と地方の役割分担の見直しが議論になっているが、誰がどこまでの範囲のガバナンスを持つのが適切かというこのガバナンスの範囲について、これに応じた適切な責任や権限に基づく資源の配分の見直しも必要だろうと考える。

この報告書から少し広がりのあることも申し上げたが、地方自治の根幹に関わるので、意見を述べさせていただいた。

(三木議員) 勢一議員をはじめ、ワーキンググループの構成員の皆様には4回にわたっての検討及びすばらしい報告書を作成いただき感謝申し上げます。大変参考になり、私どもとしてももしっかり取り組んでいかなければならないと感じた。

今回のコロナ禍で、本当に今やるべきことを国も地方公共団体も考えるきっかけになる。コロナの業務が非常に増え、他の業務を中止延期しているが、それでも行政がある程度回っていくことが分かった。コロナ禍であるからこそ見直しが大事である。

それから、コロナの関係で、支援業務が非常に増えてきており、これは法的な業務というよりも、国や県からの様々な調査物が増えてきている。とりわけ、国から来ているその文書は膨大であり、読むだけでも仕事に影響が出てしまう。その面では、計画づくりも同様、本当に現場に必要な計画であるかという観点が大事である。

湯崎知事のおっしゃるとおり、基本的な部分で見直すには、計画から見直すことが一番大事だと思う。極端に言えば、一つ一つの計画について必要性を判断していただければ大変ありがたい。法律で決まっていない事項も計画をつくるようになっているので、ぜひお願いしたい。

国と県と市町村との関係で言うと、例えば、計画づくりだとか様々な面で、県へ協議する案件がある。県も大変気の毒なのは、県だけでは決められない事項というのがある。そうすると、結局、国へ相談して国から回答をもらう形になり、どうしても国の全国レベルの話と地方の市のレベルの話とが違ってくる場合がある。そういうものについても計画づくりという観点から、本当に国、県、市町村がそれぞれの地域に根差したことをするにはどうすべきかと考える必要があると思う。

もう一つぜひお願いしたいのは、先ほどお話があったとおり、内閣府において、各省庁に見直しを要請していただければ大変ありがたい。私どもの市でいえば、計画づくりが来るとつくるのが当然であり、他の市でも、言われるとやらざるを得ないということ

がある。ぜひ全国各地の市町村から、この点の問題をそれぞれ出していただくとともに、それぞれ1つの市町村で出すのではなく、連携して同じ考え方の市町村がまとまって出すことが、国に対して本当の必要性を考えてもらえる機会になるのではないかと。

非常に重要な問題であるので、しっかり取り組んでまいりたい。

(市川議員) 勢一座長をはじめ、ワーキングメンバーの皆様には丁寧にまとめていただき感謝申し上げます。

地方がこういう計画を策定していく上で必要なのは、その計画の意図や目的は何なのか共有することである。一方的に国から依頼するのではなく、それがどういうものなのかきちんとコミュニケーションを取った上で、必要なものであればどういう形の情報提供がいいのか、地方と一緒に考えて考えることが大切である。具体的にどのような通知で地方へ依頼しているかは把握できていないが、コミュニケーションがもう少し密になれば、合理的な方策等もできるのではないかと考える。

それから、地方公共団体が共同して対応することも非常に大切である。少し気になるのは、例えば、幾つかの地方公共団体で連携する場合に、具体的に連携するような仕組みや情報共有の在り方というもの本当にできているのか、あるいはどうすればそれを共同作業として進めることができるのかということである。広域連携の状況などを見ると、進んでいないような部分があるのではと懸念される。今後、地域の情報を整理して計画等に反映させる場合に、具体的にその連携の取り方についても議論すべきと考える。

(後藤議員) 勢一議員を中心に、取りまとめていただき感謝申し上げます。

「地方の自主性・自立性を高める」という表現と、「地方の自主性、自立性を確保する」という2つの表現があるが、この使い分けについて質問させていただきたい。

また、意見であるが、当然、不要な事務負担の増加はあってはならない。一方で、市川議員がコミュニケーションというキーワードを出されたように、資料でも記載があったが、DX化を促進していくことで、それぞれの自治体を越えた情報共有をもう少しスムーズに進められるよう考えていくことを、地方分権の中でも今後議論すべきと感じた。

(寺崎室長) 今回の報告において、自主性・自立性に関して、「発揮する」、「確保する」という言葉を使用している。また、閣議決定された令和3年の対応方針の中では、「高める」という記述をしている。言葉の表現として、それぞれ現時点のものよりも高める方向なのか確保する方向なのかということの意味合い的には違っている。それぞれに特段大きな言葉遣いの意味として使い分けていることは恐らくないと思うが、必要であれば整理させていただきたい。

(勢一議員) 室長の御説明とおりでありますが、現状のレベルからより地方分権を進めていくために、地方の自主性・自立性を引き上げる措置というところは共通した考え方である。ただ、表現ぶりとして文章の流れで使っているところがあるので、必要な場合は修正したい。

(伊藤構成員) ワーキンググループの皆様方、勢一議員を中心に精力的に取り組んでいただきこのような形で整理がなされたことについて、お礼を申し上げます。

「令和4年提案募集における見直しの考え方」について、この考え方があることによって、令和4年の提案募集の議論の仕方、あるいはその目指すべき方向性が非常に明確になったと感じる。これから各自治体の提案を取り上げ、各府省と折衝する際にも基本的な指針として非常に役に立つ考え方ではないか。

もう一つ、「計画策定等における基本的な考え方」については、この実効性をどう確保するか、今後、検討していく必要がある。内閣府から各府省にきちんと示すとのことだが、それを示した上できちんと履行されているか、チェックの仕組づくりも課題となるのではと感じた。

それから、先ほど後藤議員がおっしゃったとおり、DXの話がある。「留意すべき事項」に、デジタル技術の活用という項目が取り入れられている。現在、デジタル臨時行政調査会でデジタル原則に即して法令の全般的な見直しを行っており、民間との関係における行政手続で、デジタル化を前提としていないものを洗い出している。国と地方公共団体の関係における手続においても、デジタル化を前提としていない、旧態依然たる規定が前提となっているものが多いのではないかと感じた。個々の提案募集の実現に対応しつつ、改めて各府省にデジタルという視点も踏まえた計画策定の手続、あるいは事務負担の見直しを示していくことが必要ではないかと感じた。

(大橋部会長代理) 短期間で案をまとめていただき感謝申し上げます。

計画に書いて行政機関相互で情報を共有するという一つの文化があったと思うが、市川議員がおっしゃったとおり、それは過去のもので、情報はプラットフォームに置いて計画を情報共有の手段として使わない、と明確に書いたことは、非常に新しい視点である。

そして、地方分権の現在でも、国が地方公共団体に対して計画策定を求めることが許容される例外が4つほど挙げられているが、挙げられたものは計画を義務付けるような内容で、今までの地方分権の勧告の中で既に指摘されてきたような内容のものが多いような気がする。例えば、災害の地域防災計画では、災害対策基本法の40条や42条で都道府県や市町村に義務付け規定が置かれているが、今回の議論は、そのような義務付けがされているものにプラスアルファして、任意規定や努力義務形式を取りながら実際には自治体の手を縛るものがすごく増えていることがポイントである。ここの例外に着目して、

国が逆手に取って何かいろいろと理屈づけしてくることがあれば、それは違います、と明確に示していただきたい。

また、期間の設定について問題があるが、確かに期間をそろえることも大事だが、介護保険でも見られるように、料金が先に決まるとその費用負担のサイクルが全てに優先してしまっていて、それに合わせて計画をつくれという文化のようなものがある。それは違いますと明確にしたい。計画策定の負担を国が求める場合には、そちらのほうも抑制してもらうことを強く言う必要があると感じた。

最後に、基本原則と留意事項についてであるが、基本原則は、新たに計画はやめてくださいということにすごく重点が置かれていて、今までつくられたものが既に相当数あるので、見直しも重ねて強く求めていく必要がある。留意事項は、地方公共団体の意見を聞くことも大事だが、大変しっかりした地方連合組織が6つあるので、地方六団体の意見も当然併せて聞くことに注力していただければと感じた。

以上に気をつけながら、今年の提案募集の対応をしていきたい。

(木野議員) 計画策定における地方分権改革の推進について、ワーキンググループの先生方には、感謝申し上げます。

「計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの」について、全国町村会としても、廃止、代替を視野に入れて積極的な見直しを行い、現状に合わせた形で最適化を図ることは大変大事であると考えている。

ただ、そういう代替手段として計画づくりの代わりにアンケートの調査や照会など、他のものが雨あられのように来ると逆の結果となるので、特に小規模町村の現場においては、そのようなことがないようにはしてもらわないと、計画を廃止したからといって根本的な解決になるわけではないと感じた。

特に小規模町村の職員の負担を減らすという意味を失わないように、計画の廃止、縮小を考えていただけると、現場としては非常にありがたい。

(磯部構成員) 勢一議員のリーダーシップの下で、ワーキンググループ見事にまとめていただいた。行政法からは勢一先生と私と大橋先生、原田先生の4人で、普段とは違い、財政学、公共経済の足立先生、公共政策、地方行財政の金崎先生もいらっしやって、新鮮な議論ができ、非常に有意義であった。また、事務局で非常に分かりやすい文書にまとめていただき、改めて感謝申し上げます。

大事なポイントがまとまったと感じるが、2次、3次勧告で努力義務化、できる規定化を許容していたことが、本当に努力義務などであれば、その中で自治体が自由に決めればよいとなるはずが、やはり事実上義務付けられていることが問題だと改めて感じた。このワーキンググループとしては、自治体の自主性に任せるという方向をきちんと取るべきということを知った。

ただ、それと同時に総量規制やモニタリングが必要とは思いますが、やはり自主性に任せる制度設計を採用すべき、と議論していたところであるが、具体的にどういうところに支障があるのかは、なお詰め切れていないし、調べ切れていないと感じている。ぜひ、今年度の提案募集からは、先ほど大橋部会長代理も団体の意見が大事だとおっしゃったし、三木議員からも様々な規模の市町村の中から同じ問題がある市町村がまとまって意見を出すことが重要とあったが、改めていろいろな意見を提案募集に寄せていただき見直していくことを地道に続けていく必要があると感じている。

(高橋部会長) 令和4年度の提案募集に取り組む人間として発言させていただく。

今回、計画策定の原則という形で重要な文書を作成していただいた。皆様と同様、ワーキンググループの皆様方には深くお礼を申し上げます。

伊藤構成員もおっしゃったが、この文書は令和4年度の提案募集において、提案を受ける上で確固たる基盤になる文書だと考えている。この項目に関する提案を受ける上で、この文書を武器にしっかり取り組んでいきたい。

その上で、先ほどの磯部構成員の御発言とおり、令和4年度においては、そのような取組をする中でいかに計画策定についての支障が多いのか、さらにはその支障がいかに重いのか、大きいのかということを取組の中で明らかにしていきたい。

政府におかれては、基本原則を策定される、これは非常に大きな意味があることで、お礼を申し上げます。さらに申し上げますと、このようなものについては法的なルールに格上げすべきものだと考えている。そのような方向に向けて、様々な材料を手に入れ整理して明らかにする中で、提案募集に取り組んでまいりたい。

(神野座長) 皆様方から、一当たり御意見を頂戴し、いずれの御意見も、勢一議員を中心にまとめていただいたこの案について、評価する御意見だったと認識している。また、これを手がかりとして動かしていく上での注意事項、心すべきことについて御意見を頂戴した。

その上で、表現ぶりについては、勢一議員に御相談の上、座長である私の責任において、修文の必要がある場合は修文させていただくということで、私に御一任いただくことでよろしいか。

(首肯する者あり)

(神野座長) 御異論がないようであれば、御一任いただきましたと理解させていただく。必要があれば修文をさせていただいた上で、本有識者会議として了承したものとして案を取った形で公表させていただく。

2 議事 2 「令和 4 年の提案募集方式の実施について」について、吉添内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(吉添参事官) 資料 2 の 1 ページは、令和 4 年の提案募集の実施スケジュールである。2 ページは、1 つ目の重点募集テーマである「計画策定等」に関する「地方公共団体に対し計画等の策定やその内容及び手続を義務付ける規定等の見直し」の提案の視点の例として「計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの」にかかる視点を 5 つ挙げている。

3 ページは、同じく提案の視点の例として「計画等の内容及び手続について見直しを求める必要があるもの」にかかる視点を 6 つ挙げている。

4 ページから 12 ページまでは、各提案の視点の例をイメージしたポンチ絵である。

13 ページからは、2 つ目の重点募集テーマである「デジタル（情報通信技術の活用）」の提案の視点の例として「手続のオンライン化・改善」にかかる視点を 3 つ、「行政機関間の情報連携等」にかかる視点を 2 つ挙げている。

14 ページ及び 15 ページまでは、各提案の視点の例をイメージしたポンチ絵である。

このような視点の例を参考に様々な提案をいただきたいと、地方に示したいと考えている。

最後 16 ページは、提案募集をさらにいただけるように、ウェブ会議システムを利用した研修を実施したり、ハンドブックや事例集といった資料も新しく作っており、各自治体へ配布するので、活用いただきたいと考えている。また、全国説明会も実施している。

重点募集テーマについては、地方六団体等を通じて、積極的な提案を呼びかけている。

共同提案については、しっかりと PR し、できるだけ共同で提案していただくようお願いしてまいりたい。

このような形で令和 4 年の提案募集について実施したいと考えている。

(伊藤構成員) 重点テーマとして「計画策定等」と「デジタル」について取り扱うということで、やはり現在課題になっているテーマですので、その点についてきちんと構成員としても認識した上で、これから提案募集の取組を進めてまいりたい。これ以外にも、例えば、コロナに関連した事務的な手続に関するものや、あるいはずっと課題になっている医療や福祉関係のものも出てくると思うので、そちらについてもきちんと対応できるようにしてまいりたい。

(後藤議員) この件に関しては御提示いただいた方向でぜひ進めていただければと思う。感謝申し上げます。

(木野議員) 御説明いただいたとおり、積極的に進めていただけたらと思う。

「デジタル」について一言。DXそのものに関連するが、単純に置き換えだけの考え方ではなく、この機会に何かどこかを変えていく部分がないのかということである。もっと表へきちんと出していくような形で提案していくことが大事であると私どもも思っている。単なる代替ではなくて、制度の中でどう組み込んでいくのか、今の制度をより効率化していくかがもっと表に出るような提案もしていきたい。事務局の方々には大変御迷惑をおかけするが、事前相談の段階から提案の形成、ヒアリングまで、提案団体のサポートをお願い申し上げる。

(三木議員) 提案募集の方針についてすばらしい案をつくっていただき感謝申し上げます。

まず、事前相談・提案受付開始というのは大変ありがたい。私どもの須坂市から毎年園児1人当たりの面積の緩和についてお願いしているが、例えば、園児1人当たりの面積の緩和について、それぞれの市町に直接話すと理解してもらえるが、ただ単に面積を緩和してほしいと言うと、どうしても事務方の保育園からサービスの低下になる、となってしまう。やはり実態をいろいろな形で問題ないことをしっかりと説明していかなければいけないと感じている。

追加共同提案については、コロナ禍でライン等により全国の自治体同士の連携ができるようになってきている。そういうところでも呼びかけていき、より多くの提案、共同提案ができればと思う。

デジタル化を重点募集テーマに設定いただき感謝申し上げます。木野議員からもお話があったように、単なるデジタル化ではなく、より進んだ意味のデジタル化をしていく必要があると思う。誰一人取り残さない人に優しいデジタル化が国の考え方になっている。私どもも、行政サービスを通じて市民同士でデジタル化ができるような方策等を考えていく必要があるのではないかと思います。

また、デジタル化の関係では、非常に進んでいる企業があり、その企業の話を知ると、いかにデジタルを活用していないか、目が覚めた。本当に先進的なところでどのような事業をやっているか教えていただくと、自治体にとっては非常にプラスになると思う。例えば、メールを打つこと自体にも非常に差があると、最近教えていただいたので、そういう観点からもいろいろな提案ができればと思う。

それから、事務の簡素化の関係で、国から地方へ来て申請者に文書を出す場合、メールであれば、一気に国から都道府県や市町村にメールを送るとそれで済むと思うので、そういう仕事のやり方をしていく必要があると思う。できれば、SDGsのような観点から、原則メールを使用し、紙をあまり使用しない形にすることも大事であるので、そういうことも含めて提案させていただきたい。

提案募集のさらなる充実として、市町村向け研修とあるが、早めに教えていただければ、より多くの県内市町村職員が出席できるようにしていきたい。まず、職員自身が地方自治ということを考えて、自分たちが責任を持って自治運営していくという気持ちに

なるためには、国から言われたからということではなく、自分自身の地域は自分でつくるという意味合いでも、この提案募集を研修として聞かせていただくのは大変ありがたい。ハンドブックを配付していただいたこともしっかり県内の19市に伝え、参考にさせていただきたい。

先ほどお話があったように、非常に分かりやすい資料を作っていただいたので、これに基づき、職員や関係の自治体にも話していきたい。感謝申し上げます。

(大橋部会長代理) 資料2でつくっていただいた視点の例のイメージが非常にいいと思う。単に計画といっても職員の方で分からない方もいるかと思う。このようなイメージを見ると、自分がやっていることだと分かると思う。

そして、私どもとしては、確かに法令を悉皆調査であぶり出す方法より、現場で困っているものから潰していく方法が非常に実効的と思う。

あと、提案を受けていて、分野的に偏っている気がして、まだ発掘ができていないとの認識を持っている。このような絵を基に現場の職員の方が、自分のやっているところでどうかと投げかけて、多く提案していただき、今気になっているところから潰していくやり方が、今回の計画関連の提案の受け方として実効的かと思うので、ぜひ進めていただければと思う。

もう一つ、ありがたかったのは、経済財政諮問会議で、デジタル化で特に紙ベースの行政手続について、こちらの有識者会議でしっかり取り組むよう依頼を受けた。やはり提案を受けていると本当に紙に執着していて、みんなが不幸せという現実があるので、紙の行政手続については、神経をとがらせて今年は見えていくことが大事かと思うので、力を入れてやっていきたい。

(磯部構成員) 分かりやすく書いてあるので、現場から様々な支障といったものを出していただき、大橋部会長代理がおっしゃったようにそこから潰していく作業をやれたらと思う。そのためには、やはり提案に至るまで、様々な団体、地方団体の方や事務局などにしっかりと支援していただきたいので、併せてお願い申し上げます。

そして、デジタルについては、大橋部会長代理がおっしゃったとおり、紙ベースの手続をしっかりと見直すべきと言ってもらえていることが、一つの大きな追い風である。紙の手続をデジタル化することに留まらず、デジタル技術を使用することでその特徴をつかんだ行政の在り方自体を考え直すことにつながらなければ意味がないと思うので、そこは少し心配している。いろいろな提案が出てきたときに、それがどういう意味なのか、よりよい解決策があるのか、行政法の私では分からないところがあるので、デジタル関係の専門家の御知見もお借りしたいと感じた。

(市川議員) 今回、非常に丁寧な資料、イラストが多くあり非常に分かりやすく感謝申

し上げる。現場の方もいろいろなイメージを描きながらやっていただけなのではと思う。

その中で、デジタルについて、一つは、今回、地方公共団体の情報システムの標準化に関する法律ができて、動き始めていると思う。この部分は、仕事の合理化、進め方につながる部分がかかなりあるので、地方公共団体の皆様も、今それがどういう状況で進んでいるか知りたいと思われているのではと感じている。提案募集の際は、ぜひこの辺の進捗状況も、共有すべきではないか。

それと、木野議員もおっしゃいましたが、デジタル化の意味は、データを利用して業務の合理化を行い、仕事の進め方につなげるかが目的である。これまでの地方から国に対する提案だけではなく、自らこうやれば合理化ができるといった、国の仕事を助けるような提案も出てくれば面白いと思う。

(湯崎議員) 今回の方針について、我々として意見はないという前提で、幾つかコメントさせていただく。

一つは、まず、今回の重点テーマについて、非常に時宜を得たものではないかと思う。特に計画策定等については、我々も問題意識を持ってこれまで進んできたので、しっかりと改めて精査をして、意見を出していきたい。

それから、デジタル化について、市川議員から御発言があったが、デジタル庁での動きもあるので、それとも連動する形で上手くできたらと思う。

いずれにしても、非常に重要な論点であるので、しっかりと対応してまいりたい。

(高橋部会長) 計画については、先ほどの発言とおおり、しっかり取り組んでまいりたい。

もう一つの重点事項であるデジタル化についても、大橋部会長代理がおっしゃたように、経済財政諮問会議から特に、ということで御指名いただき、政府全体として位置づけていただいているので、それを踏まえてしっかり取り組んでいきたい。

特に、デジタル化についてはここ5～6年お手伝いをさせていただいて感じるのは、第一線を所管されている幹部の方は、我々の世代に近く、デジタル化の方策がよく分かっていない。他方で、デジタルの専門家をいきなり組織に入れても、行政のメカニズムについて、デジタルの専門家はよく分からない。その欠けた輪をつないで、しっかりデジタル化の取組が行政のメカニズムの中で機能するように手助けすることが我々の役目ではないかと、ここ何年か痛感してきた。そういう方向でデジタル化についても、目に見えた成果ができるように取り組んでまいりたい。

(神野座長) これから進めていく上で、大変貴重な生産的な御意見をたくさんいただいたこと感謝申し上げます。修文等々については、特に御意見がなかったと思うが、「てにをは」等々、誤字脱字等々は私の責任において修文させていただくことにさせていただき、基本的にはこの案のとおりで、この有識者会議として了承いただいたとさせていた

だきたいが、よろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) それでは、令和4年は、資料2の方針に基づいて提案募集の取組を推進していきたい。

さらに、議事1で取りまとめを御了承いただいたが、内閣府において、各府省に対し、それぞれが所管する計画等に関して、地方の自主性・自立性を高める観点から、視点に沿った同様の見直しを要請すべきであるとされているので、この箇所を踏まえ、本会議として、内閣府から各府省に対して要請していただくことでよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) それでは、内閣府においては、これに基づき御対応をお願い申し上げます。

3 議事3「その他」について、吉添内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があった。概要は以下のとおり。

(吉添参事官) 昨年の12月に閣議決定をさせていただいた対応方針のうち、法律改正が必要なものについては、第12次地方分権一括法案として、この3月の頭に閣議決定をさせていただきたいと考えており、調整を進めているところである。

資料4は、平成26年から令和2年までの対応方針について、現時点でのフォローアップ状況を取りまとめたものである。

4 最後に、赤池内閣府副大臣から挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

(赤池内閣府副大臣) 神野座長をはじめ皆様におかれては、日頃より地方分権改革の推進に御尽力を賜り、また本日も活発な御議論をいただき感謝申し上げます。

特に、計画策定等については、昨年11月以来、4回にわたり、勢一座長の下で開催されたワーキンググループでの熱心な御議論を踏まえて、今後の見直し方針をお示しいただいた。地方の現場が計画策定の事務負担に追われて、必要な施策の実施が二の次となる本末転倒の状況には陥ってはならない。

計画策定等については、昨年に引き続き、令和4年の提案募集における重点募集テーマとして設定していただいたので、お示しいただいた視点に沿って、さらに広く、深く、見直しが進められるよう、関係府省の協力も得ながら、内閣府としても全力を傾けてまいりたい。

もう一つの重点募集である「デジタル（情報通信技術の活用）」は、現政権における最重要戦略であり、昨年9月のデジタル庁の発足もあった。現在、デジタル田園都市国家構想推進ということで、これも私、担当副大臣でもあるので、デジタル活用による地方分権改革を力強く進めてまいりたい。

こうした重点募集テーマを含めて、令和4年もできる限り多く、現場の発意に基づく提案を寄せていただきたいと期待する。

依然として新型コロナウイルス感染症の影響が続いているが、内閣府としては、提案の主体となる地方公共団体の皆様におけるオンラインでの説明会や研修、様々な支援ツールの活用、きめ細かな事前相談などを通じて、提案を一層強力に推進してまいりたい。

また、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえて、12本の法律改正を行う第12次地方分権一括法案、まさに本会の成果物の重要な柱であるが、来月上旬の閣議決定、国会提出を予定している。引き続き、政府としても、しっかりこの法案成立を目指しているので、皆様方には御支援をよろしくお願い申し上げます。

今後とも、地方分権改革を力強く進めていくため、引き続き、皆様の御理解、御協力を賜るよう心よりお願い申し上げます。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）